

【令和8年度（2026年度）産学連携体制整備業務委託の公募について】

質問書への回答

番号	資料名	項目	質問事項	回答
1	公募要領	3 委託契約について (5) 契約保証金	過去に国又は地方公共団体と同様の契約を締結している場合、契約保証金の納付が免除されるのでしょうか。	契約保証金については、原則として納めていただきますが、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約担当者はその全部又は一部を納めさせないことができるとしています。 同条各号の適用については、根拠となる資料をご提出いただいた上で、県が同規定に該当すると認めたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。
2	委託仕様書	4 委託業務の内容 (5) の注釈	積算書に記載した特定の費目について、別の費目に流用することは可能でしょうか。	委託仕様書に定める内容を満たしており、その変更が業務の遂行に必要なものであれば、積算書に記載していただいた別の費目に流用することは可能です。 ただし、提案時の積算書と大きく異なり、委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除できるものとしていますので、そのような事態を回避するためにも、事業の進め方については、予め契約担当者とよくご相談ください。